

< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

共 認 証 取 得 事 業 者 に よ る 非 認 証 製 品 の 梱 包 ・ 包 装 表 面 へ の “ JIS 認 証 取 得 事 業 者 ” 等 の 表 示 に つ い て

2009 年 5 月 29 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

自社製品の一部について JIS 認証を取得しているが、認証を取得していない製品の包装又は梱包の表面に「JIS 認証取得事業者」又は類似の表示をすることは可能か。JIS マークを表示することはない。

解 釈

包装・梱包されている非認証製品があたかも認証製品であるような誤解をされる恐れが多分にあることから、「日本工業規格への適合性の認証に関する省令第 15 条第 1 項四号」に抵触するので、本件表示は不可である。

以 上